

12. 教育訓練給付制度について

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に受講費用の一部が支給される雇用保険の給付制度です。対象となる教育訓練は、一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練の3種類があります。

なお、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練については、受給資格確認前に訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けなければ、給付金は受けられませんのでご注意ください。

一般教育訓練給付金

【支給対象者】 受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること、受給歴のある方は前回教育訓練給付金受給から今回受講開始日までに3年以上経過していることなどの一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

【支給額】 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。

ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

特定一般教育訓練給付金

【支給対象者】 受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること、前回教育訓練給付金受給から今回受講開始日までに3年以上経過していることなどの一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

【支給額】 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額となります。

ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練給付金

【支給対象者】 受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない方は被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること、前回教育訓練給付金受給から今回受講開始日までに3年以上経過していることなどの一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

【支給額】

○教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で40万円を超える場合の支給額は40万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で120万円）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

○専門実践教育訓練の受講を修了後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。この場合、すでに支給された訓練経費の50%と追加給付20%を合わせた70%に相当する額が支給されることとなりますが、その額が168万円を超える場合の支給額は168万円（訓練期間が3年の場合、2年の場合は112万円、1年の場合は56万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

支給要件の詳細や指定講座の情報は、厚生労働省ホームページやハローワークインターネットサービスでご確認ください。

